



第 1 章

計画の改定にあたって

第1章 計画の改定にあたって

第1節 背景

平成 18（2006）年 12 月に改正された教育基本法（平成 18（2006）年法律第 120 号）第 17 条第 1 項において、国の教育の振興に係る基本的な計画を定めることが規定されました。これを受けて、国においては平成 20（2008）年 7 月に「教育振興基本計画」、平成 25（2013）年 6 月に「第 2 期教育振興基本計画」、平成 30（2018）年 6 月に「第 3 期教育振興基本計画」、令和 5（2023）年 4 月に「第 4 期教育振興基本計画」が策定されました。

一方、同条第 2 項では、地方公共団体は、国の教育振興基本計画を基にしながら、地域の実情に応じた教育の振興に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされています。

京都府教育委員会においては、平成 23（2011）年 3 月に「京都府教育振興プラン」、令和 3（2021）年 3 月に「第 2 期京都府教育振興プラン」が策定されました。

このような中、木津川市教育委員会では、国や京都府の計画を参酌しながら、本市ならではの教育を推進し、本市の未来を築き、力強く生きる“きづがわっ子”を育てるための「木津川市教育振興基本計画」～生きる力をはぐくみ 新しい時代を拓く“きづがわっ子”を目指して～（以下、「第 1 次計画」という。）を、平成 26（2014）年 3 月に策定し、平成 31（2019）年 3 月に中間見直しを行い「木津川市教育振興基本計画（後期）」（以下、「第 1 次計画（後期）」という。）を策定しました。

第 1 次計画の策定から 10 年が経過し、教育を取り巻く環境が大きく変化するなか、これまでの教育に対する取組の課題を整理した上で更なる充実を図り、本市の教育がめざすべき子ども像や学校・園、保護者、地域が一体となって創造する教育の方向性及び目標を明らかにし、具体的施策等を示すため「第 2 次木津川市教育振興基本計画」を策定するものです。

第2節 基本的な考え方

現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字を取って「VUCA」の時代とも言われています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響やロシアのウクライナ侵攻による国際情勢の不安定化は、予測困難な時代を象徴するような事態だと言えます。一方で、人工知能（AI）、ビッグデータ、ロボティクス等の先端技術が高度化し、あらゆる産業や社会生活に取り入れられた超スマート社会（Society5.0）の時代が到来しつつあるとも言われています。

また、子どもたちの世界では、いじめ、不登校、ゲーム依存、コミュニケーション不足の問題など、人と人との相互理解や協働の精神の希薄化が危惧されるところです。

令和3（2021）年の中央教育審議会 答申「令和の日本型教育」には、“誰一人取り残さない”ことを大きな理念として、“個別最適な学び”“協働的な学び”の実現を掲げています。

本市の教育を推進するにあたっては、この趣旨を十分踏まえ、本市の子どもたちが大きく変化する社会に適切に対応し、多様な人たちと共に幸せに生きていく力を培うことが大切であると考えています。

木津川市教育委員会では、こうした状況を踏まえ、平成26（2014）年3月に策定した「第1次木津川市教育振興基本計画」の成果と課題を整理するとともにめざす子ども像や教育の目標を明確にし、今後10年間の本市教育行政の基本的な方向を示すため本計画を策定するものです。

第3節 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく教育振興基本計画として、国の教育基本計画や京都府教育振興プランを参酌しつつ、本市の教育振興のための施策に関する基本的な計画とします。

また、本市の最上位計画である「第2次木津川市総合計画」のもとで、教育に関する施策を総合的かつ体系的に構築するための計画です。

加えて、令和2（2020）年3月に策定された「第2次木津川市子ども・子育て支援事業計画」等の関連計画とも整合性を保ちながら、施策を推進します。なお、国の「第4期教育振興基本計画」や「第2期京都府教育振興プラン」を始め、教育に関する施策を注視するとともに、計画に

位置付けている施策・事業以外に新たな取組が必要な場合には、速やかに取り組むこととします。さらに平成 27（2015）年国連サミットで採択された国際目標「持続可能な開発目標（SDGs）」の考えを取り入れています。

SDGs（Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標）は、2016 年から 2030 年までの間に達成すべき 17 のゴール（目標）と、それに連なり具体的に示された 169 のターゲットから構成されています。

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、先進国・開発途上国を問わず、公共・民間各層のあらゆる関係者が連携しながら、世界全体の経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされています。

SDGs の 17 の目標のうち、主に教育に関する目標とされているのは、目標 4「すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ですが、全ての目標が直接・間接に教育に関係しています。子どもたちが多様な人々と協働しながら、さまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることが求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第4節 計画の期間と対象範囲

この計画の期間は、令和6（2024）年度から10年間とします。

社会経済情勢の変化により見直しが必要である場合には、適宜計画の見直しを行います。

なお、この計画は第1次計画と同様に、教育に特化した分野別計画であり、執行機関としての教育委員会が計画を決定するため、基本的に対象範囲を教育委員会の所管する施策や事業に限定しています。

このことから、この計画は、幼稚園（幼保連携型認定こども園1号を含む）、小学校、中学校を中心に、子どもを取り巻く家庭、地域社会、そしてこれらを支える行政を含めた教育に関わる取組を範囲としています。